



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項）

	(取扱課室名)	ページ
○ 条例		
*45 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	(人事課)	2
*46 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	(〃)	6
*47 和歌山県税条例の一部を改正する条例	(税務課)	8
*48 和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(都市政策課)	13
*49 警察官に対する支給品及び貸与品に関する条例の一部を改正する条例	(警察本部)	14
*50 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例	(財政課)	14

公布された条例のあらまし

◇ 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により新設される第2号部分休業に関し必要な事項を定めるとともに、所要の改正等を行うこととしました。（第1条及び第27条～第34条関係）

2 施行期日

令和7年10月1日から施行します。ただし、第27条から第30条までの改正規定は、公布の日から施行します。

◇ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

子育て部分休暇について、1年につき77時間30分を超えない範囲内で1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことを選択できるようにするとともに、妊娠又は出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等に関し必要な事項を定めるほか、所要の改正等を行うこととしました。（第8条の2、第15条、第17条及び第19条の2～第19条の4関係）

2 施行期日

令和7年10月1日から施行します。ただし、この条例の附則第3項の規定は、公布の日から施行します。

◇ 和歌山県税条例の一部を改正する条例

1 条例概要

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正等を行うこととしました。その主な内容は、次のとおりです。

(1) 県民税

令和8年度以後の各年度分の個人の県民税について、所得割の納税義務者が特定親族（生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の一定の親族等で控除対象扶養親族に該当しないものをいう。）を有する場合には、特定親族特別控除として、その者の前年の総所得金額等から特定親族特別控除額を控除することとしました。（第22条関係）

(2) 県たばこ税

加熱式たばこに係る県たばこ税の課税標準について、当分の間、次に掲げる加熱式たばこの区

分に応じ、それぞれ次に定める方法により換算した紙巻たばこの本数とすることとしました。（附則第10項の9及び第10項の10関係）

ア 葉たばこを原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

イ ア以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあつては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 施行期日

令和8年4月1日から施行します。ただし、次の改正は、それぞれに定める日から施行します。

(1) 附則第22項の3の改正規定 公布の日又は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第28号）の施行の日のいずれか遅い日

(2) 1の(1)の改正規定及び附則第25項から第25項の4までの改正規定 令和8年1月1日

◇ 和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

白浜町が景観行政団体となったことに伴い、規定の整備を行いました。（第2条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 警察官に対する支給品及び貸与品に関する条例の一部を改正する条例

1 条例概要

警察官の服制に関する規則の一部改正に伴い、規定の整備を行いました。（第2条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

◇ 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

1 条例概要

大学等における修学の支援に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行いました。（別表第1第1項及び第2項関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

条 例

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月4日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県条例第45号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年和歌山県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項(育児休業法第19条第6項において準用する場合を含む。)、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条(これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。)、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項から第3項まで及び第5項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての職員の給与に関する条例の特例)

第27条 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略		
第25条の2	第14条	第14条、第14条の5
	前条	第21条
	略	略

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての教育職員の給与に関する条例の特例)

第28条 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての教育職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略		
第21条の2	第14条	第14条、第14条の4
	前条	第16条の3から第16条の5まで
	略	略

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての警察職員の給与に関する条例の特例)

第29条 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての警察職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略		
第23条の2	及び前条	第12条の4及び第20条
	略	略

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員について

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条(これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。)、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての職員の給与に関する条例の特例)

第27条 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略		
第25条の2	第20条、第21条及び前条	第20条及び第21条
	略	略

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての教育職員の給与に関する条例の特例)

第28条 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての教育職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略		
第21条の2	第15条の4、第16条の3から第16条の5まで及び前条	第15条の4及び第16条の3から第16条の5まで
	略	略

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての警察職員の給与に関する条例の特例)

第29条 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての警察職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略		
第23条の2	第14条の2、第20条及び前条	第14条の2及び第20条
	略	略

(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員について

ての市町村立学校職員の給与に関する条例の特例)

第30条 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての市町村立学校職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略		
第22条の2	第16条	第16条、第16条の4
	及び前条	第18条の3から第18条の5まで及び第20条

(部分休業をすることができない職員)
第31条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 略
- (2) 勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。次条第2項及び第3項において同じ。）

(第1号部分休業の承認)

第32条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（次項及び第3項において「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

- 2 労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第15条の2第1項の介護時間（以下この項及び次項において「介護時間」という。）を承認されている職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
- 3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は介護時間を承認されている場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護時間を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

(第2号部分休業の承認)

第32条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下この条において「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤

ての市町村立学校職員の給与に関する条例の特例)

第30条 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての市町村立学校職員の給与に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略		
第22条の2	第18条の3から第18条の5まで、第20条及び前条	第18条の3から第18条の5まで及び第20条

(部分休業をすることができない職員)
第31条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 略
- (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（次条において「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

(部分休業の承認)

第32条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

- 2 労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第15条の2第1項の介護時間（以下この項及び次項において「介護時間」という。）を承認されている職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は介護時間を承認されている場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護時間を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第32条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第32条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第32条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出をした時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（第34条において「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第33条 職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、職員の給与に関する条例第6条、教育職員の給与に関する条例第6条、警察職員の給与に関する条例第5条、又は市町村立学校職員の給与に関する条例第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第34条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第33条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、職員の給与に関する条例第6条、教育職員の給与に関する条例第6条、警察職員の給与に関する条例第5条、又は市町村立学校職員の給与に関する条例第8条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第34条 第14条の規定は、部分休業について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、第27条から第30条までの改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第5号）による改正後の地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における同条第1項に規定する部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第32条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月4日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県条例第46号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務） 第8条の2 任命権者は、次に掲げる職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下この項、次条第1項から第3項まで、第17条第1項及び第19条の2第2項において同じ。）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。 (1)・(2) 略 2 前項（各号を除く。）の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子（<u>育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下この項、次条第1項から第3項まで、第17条第1項及び第19条の2第2項において同じ。</u>）を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。 3 略 （介護休暇） 第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者（<u>第19条の3第1項において「配偶者等」という。</u>）で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。次条第1項において同じ。）の介護をするため、任命権者が、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（次項及び次条第1項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 略 （子育て部分休暇） 第17条 子育て部分休暇は、職員（育児短時間勤務職員等、任期付短時間勤務職員及び育児休業</p>	<p>（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務） 第8条の2 任命権者は、次に掲げる職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下この項、次条第1項から第3項まで<u>及び第17条第1項において同じ。</u>）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。 (1)・(2) 略 2 前項（各号を除く。）の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子（<u>職員が育児休業等に関する条例（平成4年和歌山県条例第9号）第2条の2各号に掲げる者を含む。以下この項及び次条第1項から第3項までにおいて同じ。</u>）を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。 3 略 （介護休暇） 第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者（<u>第19条の2第1項において「配偶者等」という。</u>）で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。次条第1項において同じ。）の介護をするため、任命権者が、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（次項及び次条第1項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2・3 略 （子育て部分休暇） 第17条 子育て部分休暇は、職員（育児短時間勤務職員等、任期付短時間勤務職員及び育児休業</p>

法第19条第1項の規定による部分休業の対象となる職員を除く。)が小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子(満9歳に達した日の属する学年が終わる日に達するまでの子に限る。)を養育するため、1日の勤務時間の全部又は一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 子育て部分休暇の時間は、次の各号に掲げる範囲のうちいずれかの範囲内で必要と認められる時間とする。

- (1) 1日につき2時間を超えない範囲内
- (2) 1年につき77時間30分を超えない範囲内

3 略

(妊娠又は出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第19条の2 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例(平成4年和歌山県条例第9号)第35条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求又は申出(次項第2号、次条及び第19条の4において「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 職員の育児休業等に関する条例第35条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第19条の3 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その

法第19条第1項の規定による部分休業の対象となる職員を除く。)が小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子(満9歳に達した日の属する学年が終わる日に達するまでの子に限る。)を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 子育て部分休暇の時間は、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 略

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第19条の2 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る

他の人事委員会規則で定める措置を講じなければならない。

2 略

第19条の4 略

る当該職員の意向を確認するための面談その他の人事委員会規則で定める措置を講じなければならない。

2 略

第19条の3 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（次項において「新条例」という。）第17条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）から令和8年3月31日までの間における同条第1項に規定する子育て部分休暇の承認の請求をする場合における同条の規定の適用については、同条中「77時間30分」とあるのは、「38時間45分」とする。
- 3 任命権者は、施行日前においても、新条例第19条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講じることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

和歌山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月4日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県条例第47号

和歌山県税条例の一部を改正する条例

和歌山県税条例（昭和25年和歌山県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(所得控除) 第22条 所得割の納税義務者については、前条の規定によって算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から法第34条の規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、<u>扶養控除額</u>、<u>特定親族特別控除額</u>及び基礎控除額を控除する。</p> <p>(法人の県民税の申告納付の期間) 第33条 県民税の納税義務がある法人が県民税についてすべき申告納付の期間は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合を含む。）、第74条第1項、第88条（同法第145条の13において準用する場合を含む。）、<u>第89条（同法第145条の13において準用する場合を含む。）、</u>第144条の3第1項（同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を含む。）又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る</p>	<p>(所得控除) 第22条 所得割の納税義務者については、前条の規定によって算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から法第34条の規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、<u>扶養控除額</u>及び基礎控除額を控除する。</p> <p>(法人の県民税の申告納付の期間) 第33条 県民税の納税義務がある法人が県民税についてすべき申告納付の期間は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 法人税法第71条第1項（同法第72条第1項の規定が適用される場合を含む。）、第74条第1項、第88条（同法第145条の5において準用する場合を含む。）、<u>第89条（同法第145条の5において準用する場合を含む。）、</u>第144条の3第1項（同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を含む。）又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る</p>

申告書を提出する義務がある法人は、当該申告書の提出期間

(2) 略

附 則

10の8の2 略

(加熱式たばこに係る県たばこ税の課税標準の特例)

10の9 令和8年4月1日以後に第42条の32の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこ（第42条の32第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第42条の33の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）に係る第42条の34第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第42条の32第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第4条の2で定めるところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第4条の3で定めるものに係る部分の重量を除く。以下この項において同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

10の10 前項第2号に掲げる加熱式たばこ（第42条の33の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、同項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるものその他の施行令附則第10条で定めるものについては、同項第2号ただし書の規定は、適用しない。

(中小法人に対する県民税の不均一課税)

14の4～14の7 略

14の8 法人税法第71条第1項、第88条（同法第145条の13において準用する場合を含む。）又は第144条の3第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人の法人税額が年1,000万円以下であるかどうかの判定は、当該事業年度開始の日以後6月を経過した日の前日までに前事業年度の法人税割として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額の課税標準となる法人税額を前事業年度の月数で除して得た額に12を乗じて計算した金額によるものとする。

申告書を提出する義務がある法人は、当該申告書の提出期間

(2) 略

附 則

10の8の2 略

(加熱式たばこに係る県たばこ税の課税標準の特例)

10の9 令和8年4月1日以後に第42条の32の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこ（第42条の32第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第42条の33の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）に係る第42条の34第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第42条の32第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第4条の2で定めるところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第4条の3で定めるものに係る部分の重量を除く。以下この項において同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

10の10 前項第2号に掲げる加熱式たばこ（第42条の33の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、同項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるものその他の施行令附則第10条で定めるものについては、同項第2号ただし書の規定は、適用しない。

(中小法人に対する県民税の不均一課税)

14の4～14の7 略

14の8 法人税法第71条第1項、第88条（同法第145条の5において準用する場合を含む。）又は第144条の3第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人の法人税額が年1,000万円以下であるかどうかの判定は、当該事業年度開始の日以後6月を経過した日の前日までに前事業年度の法人税割として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額の課税標準となる法人税額を前事業年度の月数で除して得た額に12を乗じて計算した金額によるものとする。

14の9 略

(狩猟税の税率の特例)

22の3 令和11年3月31日までに受ける狩猟者の登録であって、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第56条に規定する申請書(以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。)を提出する日前1年以内の期間(以下この項及び次項において「特定捕獲等期間」という。)に県内の区域を対象とする鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等(以下この項及び次項において「許可捕獲等」という。)を行った場合における狩猟税の税率は、第133条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率(以下この項において「軽減税率」という。)とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録(以下この項において「軽減税率適用登録」という。)の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間(鳥獣保護管理法第2条第10項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。)の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限りでない。

22の4 略

(東日本大震災に係る被災居住用財産に係る譲渡期限の延長等の特例)

25 その有する家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等(震災特例法第11条の6第3項に規定する警戒区域設定指示等をいう。以下この項及び次項において同じ。)が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなった県民税の所得割の納税義務者が、当該居住の用に供することができなくなった家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等(震災特例法第11条の6第1項に規定する土地等をいう。以下この項から附則第25項の4までにおいて同じ。)の譲渡(震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項から附則第25項の4までにおいて同じ。)をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第13項から第13項の8までの規定を適用する。

附則第13項	第35条第1項	第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)
	略	略
附則第13項の4	第35条の3まで、第36条の2、第36条の5	第34条の3まで、第35条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)、第35条の2、第35条の3、第36条の2若しくは第36条の5(これ

14の9 略

(狩猟税の税率の特例)

22の3 令和11年3月31日までに受ける狩猟者の登録であって、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第56条に規定する申請書(以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。)を提出する日前1年以内の期間(以下この項及び次項において「特定捕獲等期間」という。)に県内の区域を対象とする鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等(以下この項及び次項において「許可捕獲等」という。)を行った場合における狩猟税の税率は、第133条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率(以下この項において「軽減税率」という。)とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録(以下この項において「軽減税率適用登録」という。)の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間(鳥獣保護管理法第2条第9項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。)の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限りでない。

22の4 略

(東日本大震災に係る被災居住用財産に係る譲渡期限の延長等の特例)

25 その有する家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等(震災特例法第11条の7第3項に規定する警戒区域設定指示等をいう。以下この項及び次項において同じ。)が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなった県民税の所得割の納税義務者が、当該居住の用に供することができなくなった家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等(震災特例法第11条の7第1項に規定する土地等をいう。以下この項から附則第25項の4までにおいて同じ。)の譲渡(震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項から附則第25項の4までにおいて同じ。)をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第13項から第13項の8までの規定を適用する。

附則第13項	第35条第1項	第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第1項の規定により適用される場合を含む。)
	略	略
附則第13項の4	第35条の3まで、第36条の2、第36条の5	第34条の3まで、第35条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第1項の規定により適用される場合を含む。)、第35条の2、第35条の3、第36条の2若しくは第36条の5(これ

		らの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)
附則第13項の5	租税特別措置法第31条の3第1項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項
附則第13項の7	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)
	略	略

		らの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第1項の規定により適用される場合を含む。)
附則第13項の5	租税特別措置法第31条の3第1項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項
附則第13項の7	第35条第1項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第1項の規定により適用される場合を含む。)
	略	略

25の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなった県民税の所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該居住の用に供することができなくなった家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等を当該相続人の居住の用に供していない場合に限る。）における当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等（当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において当該家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該家屋を当該被相続人がその取得をした日として施行令で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該家屋の敷地の用に供されている土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第13項から第13項の8までの規定を適用する。

25の3 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により滅失（震災特例法第11条の6第4項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。）をしたことによりその居住の用に供することができなくなった県民税の所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第6項の3又は附則第13項から第13項の8までの規定を適用する。

25の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなった県民税の所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の7第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該居住の用に供することができなくなった家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等を当該相続人の居住の用に供していない場合に限る。）における当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等（当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において当該家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該家屋を当該被相続人がその取得をした日として施行令で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該家屋の敷地の用に供されている土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第13項から第13項の8までの規定を適用する。

25の3 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により滅失（震災特例法第11条の7第4項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。）をしたことによりその居住の用に供することができなくなった県民税の所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第6項の3又は附則第13項から第13項の8までの規定を適用する。

附則第6項の3第2号イ	第31条の3	第31条の3(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第4項の規定により適用される場合を含む。)
附則第13項	第35条第1項	第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第4項の規定により適用される場合を含む。)
	略	略
附則第13項の4	第35条の3まで、第36条の2、第36条の5	第34条の3まで、第35条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第4項の規定により適用される場合を含む。)、第35条の2、第35条の3、第36条の2若しくは第36条の5(これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第4項の規定により適用される場合を含む。)
附則第13項の5	租税特別措置法第31条の3第1項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第4項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項
附則第13項の7	第35条第1項	第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第4項の規定により適用される場合を含む。)
	略	略

25の4 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによりその居住の用に供することができなくなった県民税の所得割の納税義務者(以下この項において「被相続人」という。)の相続人(震災特例法第11条の6第5項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。)が、当該滅失をした旧家屋(同条第5項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。)の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合(当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。)における当該土地等(当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。)の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として

附則第6項の3第2号イ	第31条の3	第31条の3(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の7第4項の規定により適用される場合を含む。)
附則第13項	第35条第1項	第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第4項の規定により適用される場合を含む。)
	略	略
附則第13項の4	第35条の3まで、第36条の2、第36条の5	第34条の3まで、第35条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第4項の規定により適用される場合を含む。)、第35条の2、第35条の3、第36条の2若しくは第36条の5(これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第4項の規定により適用される場合を含む。)
附則第13項の5	租税特別措置法第31条の3第1項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第4項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項
附則第13項の7	第35条第1項	第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7第4項の規定により適用される場合を含む。)
	略	略

25の4 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによりその居住の用に供することができなくなった県民税の所得割の納税義務者(以下この項において「被相続人」という。)の相続人(震災特例法第11条の7第5項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。)が、当該滅失をした旧家屋(同条第5項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。)の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合(当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。)における当該土地等(当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。)の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として

施行令で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第6項の3又は附則第13項から第13項の8までの規定を適用する。

施行令で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第6項の3又は附則第13項から第13項の8までの規定を適用する。

26 略

26 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第22項の3の改正規定 公布の日又は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第28号）の施行の日のいずれか遅い日

(2) 第22条及び附則第25項から第25項の4までの改正規定並びに次項の規定 令和8年1月1日
(個人の県民税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の和歌山県税条例（次項及び附則第4項において「新条例」という。）第22条の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和7年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(県たばこ税に関する経過措置)

3 次項に定めるものを除き、この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第10項の9に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る県たばこ税については、なお従前の例による。

4 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、和歌山県税条例第42条の32の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第42条の34第1項の製造たばこの本数は、同条第3項並びに新条例附則第10項の9及び第10項の10の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 和歌山県税条例第42条の34第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第10項の9に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第10項の9及び第10項の10の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月4日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県条例第48号

和歌山県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県の事務処理の特例に関する条例（平成11年和歌山県条例第38号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(市町村が処理する事務の範囲等) 第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ	(市町村が処理する事務の範囲等) 第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ

右欄に掲げる市町村が処理することとする。

事務	市町村
略	
44 景観法（平成16年法律第110号。以下この項において「法」という。） 、和歌山県景観条例（平成20年和歌山県条例第21号。以下この項において「条例」という。） 及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(3) 略	各市町村（和歌山市、田辺市、高野町、 <u>有田川町及び百浜町</u> を除く。）
略	

右欄に掲げる市町村が処理することとする。

事務	市町村
略	
44 景観法（平成16年法律第110号。以下この項において「法」という。） 、和歌山県景観条例（平成20年和歌山県条例第21号。以下この項において「条例」という。） 及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(3) 略	各市町村（和歌山市、田辺市、高野町及 <u>び有田川町</u> を除く。）
略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

警察官に対する支給品及び貸与品に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月4日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県条例第49号

警察官に対する支給品及び貸与品に関する条例の一部を改正する条例

警察官に対する支給品及び貸与品に関する条例（昭和29年和歌山県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（支給品） 第2条 略 2 略 3 警察官に任命後初めて支給品を支給する場合には、第1項の規定にかかわらず、冬服、合服及び夏服ズボンについては2着、夏服上衣、冬ワイシャツ及び合ワイシャツについては3着、冬ネクタイ及び合ネクタイについては2個とする。	（支給品） 第2条 略 2 略 3 警察官に任命後初めて支給品を支給する場合には、第1項の規定にかかわらず、冬服、合服及び夏服ズボン又は夏服スカートについては2着、夏服上衣、冬ワイシャツ及び合ワイシャツについては3着、冬ネクタイ及び合ネクタイについては2個とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月4日

和歌山県知事 宮 崎 泉

和歌山県条例第50号

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>1 授業料 (1)～(8) 略 備考 1～3 略</p> <p>4 高等看護学院、なぎ看護学校又は農林 大学校の授業料については、大学等にお ける修学の支援に関する法律（令和元年 法律第8号）第4条第1項の規定により 知事が認定した授業料等減免対象者に対 して、同項の規定により減免を行うもの とする。</p> <p>5 略</p> <p>2 入学金 (1)～(4) 略 備考 高等看護学院又はなぎ看護学校の入学 金については、大学等における修学の支援 に関する法律第4条第1項の規定により知 事が認定した授業料等減免対象者に対して 、同項の規定により減免を行うものとする</p> <p>3～33 略</p>	<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>1 授業料 (1)～(8) 略 備考 1～3 略</p> <p>4 高等看護学院、なぎ看護学校又は農林 大学校の授業料については、大学等にお ける修学の支援に関する法律（令和元年 法律第8号）第8条第1項の規定により 知事が認定した授業料等減免対象者に対 して、同項の規定により減免を行うもの とする。</p> <p>5 略</p> <p>2 入学金 (1)～(4) 略 備考 高等看護学院又はなぎ看護学校の入学 金については、大学等における修学の支援 に関する法律第8条第1項の規定により知 事が認定した授業料等減免対象者に対して 、同項の規定により減免を行うものとする</p> <p>3～33 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。